

(第116号議案)

中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

項目	内容
給料表の適用	<p>会計年度任用職員に係る給料表の改定時期について、中野区職員の給与に関する条例及び中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によることとする。</p> <p>ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、12月1日から改定後の給料表の適用を受けることとする。</p> <p>(1) 12月1日までの期間において発令された中野区での任用期間が通算して3か月以下の場合</p> <p>(2) 12月1日までの期間において発令された中野区での任用期間中の勤務日数及び勤務時間が1週間当たりで2日以下、かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の場合</p>
期末手当	<p>支給月数について、令和5年12月支給の期末手当に限り、0.1月引き上げ、1.3月とする。</p>

【第1条関係】中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 (略) (給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の給料表の給料月額に増額等改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。)があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用は、給与条例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>4 <u>前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第2項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の12月1日とする。</u></p> <p>(1) <u>当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間(中野区における任命権者によって任用される場合に限る。)が、通算して3月以下の会計年度任用職員</u></p> <p>(2) <u>当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間(中野区における任命権者によって任用される場合に限る。)中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員</u></p> <p>第4条～第15条 (略) (期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の給料表は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例及び幼稚園教育職員給与条例に規定する給料表をいう。</u></p> <p>第4条～第15条 (略) (期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

第17条～第21条 (略) 附則 (略) 別表 (略)	第17条～第21条 (略) 附則 (略) 別表 (略)
-----------------------------------	-----------------------------------

【第2条関係】中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	第1条による改正後
第1条～第15条 (略) (期末手当) 第16条 (略) 2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 期末手当の不支給及び <u>支給</u> の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。 4 (略) 第17条～第21条 (略) 附則 (略) 別表 (略)	第1条～第15条 (略) (期末手当) 第16条 (略) 2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。 4 (略) 第17条～第21条 (略) 附則 (略) 別表 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。